

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第6部門第3区分

【発行日】平成26年5月1日(2014.5.1)

【公表番号】特表2013-537329(P2013-537329A)

【公表日】平成25年9月30日(2013.9.30)

【年通号数】公開・登録公報2013-053

【出願番号】特願2013-528188(P2013-528188)

【国際特許分類】

G 06 F 3/048 (2013.01)

【F I】

G 06 F 3/048 6 5 5 A

【手続補正書】

【提出日】平成26年3月14日(2014.3.14)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

1つ又は複数のプロセッサーと、

前記1つ又は複数のプロセッサーに動作的に結合されたディスプレイと、

前記1つ又は複数のプロセッサーに結合された1つ又は複数のコンピューターメモリーデバイスであって、前記1つ又は複数のプロセッサーによって、

ウェブブラウザユーザーアインターフェースに紐付いたタブバンドから外へタブをドラッグすることに関連した入力を感知し、

前記感知された入力を応答して、前記タブに紐付いているコンテンツを前記ドラッグの間に描画するための、前記タブに紐付いたウィンドウを生成し、

前記タブに紐付いているコンテンツを前記ドラッグの間に前記ウィンドウに描画し、

前記ウェブブラウザの第2のインスタンスのタブバンドから距離の境界点以内へ前記タブをドラッグすることの検出に応答して、前記第2のウェブブラウザに新たなタブを生成し、

前記ドラッグに関連した前記入力の終了を感知することに応答して、前記タブに紐付いているコンテンツを前記ウェブブラウザユーザーアインターフェース内の前記新たなタブに描画する、

ように実行可能な格納された命令を含む、1つ又は複数のコンピューターメモリーデバイスと、

を含むコンピューティングデバイス。

【請求項2】

前記タブに紐付いているコンテンツを前記ウィンドウに描画する前記ステップ及び前記タブに紐付いているコンテンツを前記新たなタブに描画する前記ステップは、マルチメディアコンテンツを描画するステップを含む、請求項1に記載のコンピューティングデバイス。

【請求項3】

前記生成するステップは、前記タブが前記タブバンドからドラッグされることをもたらしたドラッグ操作の終了に応答して実施される、

請求項1に記載のコンピューティングデバイス。

【請求項4】

前記生成するステップは、前記タブが前記タブバンドからドラッグされることをもたらしたドラッグ操作の終了に応答して実施され、

前記ドラッグ操作の終了は、左マウスボタンを放したことの感知に応答して生じる、

請求項 1 に記載のコンピューティングデバイス。

【請求項 5】

ウェブブラウザーウィンドウに紐付いたタブバンドから外へタブをドラッグすることに関連した入力を感知するステップと、

前記感知に応答して、前記タブに紐付いているタブコンテンツを前記ドラッグの間に描画するための、前記タブに紐付いたウィンドウを生成するステップと、

前記タブに紐付いているコンテンツを前記ドラッグの間に前記ウィンドウに描画するステップと、

ディスプレイ画面のサイド部分に対する距離の境界点を越えたか否かを確認するステップであって、前記境界点は前記ディスプレイ画面のサイド部分から離れた 1 つ又は複数のピクセルである、ステップと、

前記距離の境界点を越えたことに応答して、前記タブと当該タブに紐付いているコンテンツを前記ディスプレイ画面のサイド部分へスナップするステップと、

を含むコンピューター実装方法。

【請求項 6】

前記スナップするステップは、

新たなウェブブラウザーウィンドウを生成するステップと、

前記新たなウェブブラウザーウィンドウに、前記タブに紐付いているコンテンツを描画するステップと、

を含む、請求項 5 に記載のコンピューター実装方法。

【請求項 7】

コンテンツを描画する前記ステップは、マルチメディアコンテンツを描画するステップを含む、請求項 5 に記載のコンピューター実装方法。

【請求項 8】

コンピューター読み取り可能命令を備えた 1 つ又は複数のコンピューター読み取り可能記憶媒体であって、

前記コンピューター読み取り可能命令は、実行されると、

ウェブブラウザーウィンドウに紐付いたタブバンドから外へタブをドラッグすることに関連したマウス入力を感知し、

前記マウス入力の感知に応答して、前記タブに紐付いているタブコンテンツを前記ドラッグの間に描画するための、前記タブに紐付いたウィンドウを生成し、

前記タブに紐付いているコンテンツを前記ドラッグの間に前記ウィンドウに描画し、
ディスプレイ画面のサイド部分に対する距離の境界点を越えたか否かを確認し、前記境界点は前記ディスプレイ画面のサイド部分から離れた 1 つ又は複数のピクセルであり、

前記距離の境界点を越えたことに応答して、前記タブと当該タブに紐付いているコンテンツを前記ディスプレイ画面のサイド部分へスナップする、

ように構成されている、

1 つ又は複数のコンピューター読み取り可能記憶媒体。

【請求項 9】

前記命令は、更に、

新たなウェブブラウザのインスタンスを生成し、

前記新たなウェブブラウザのインスタンスに紐付いた新たなウェブブラウザーウィンドウに、前記タブに紐付いているコンテンツを描画する、

ように構成されている、

請求項 8 に記載の 1 つ又は複数のコンピューター読み取り可能記憶媒体。

【請求項 10】

前記命令は、更に、

前記タブが前記タブバンドからドラッグされることをもたらしたドラッグ操作の終了に応答して新たなウェブブラウザのインスタンスを生成し、

前記新たなウェブブラウザのインスタンスに紐付いた新たなウェブブラウザユーユーザーインターフェースに、前記タブに紐付いているコンテンツを描画する、

ように構成されている、

請求項8に記載の1つ又は複数のコンピューター読み取り可能記憶媒体。

【請求項11】

前記命令は、更に、前記タブと当該タブに紐付いているコンテンツをディスプレイ画面のサイド部分へスナップするように構成されている、請求項8に記載の1つ又は複数のコンピューター読み取り可能記憶媒体。

【請求項12】

前記命令は、更に、前記タブと当該タブに紐付いているコンテンツを、前記ディスプレイ画面のスペースのうちの50%以上を占有する前記紐付いているコンテンツを含んだウェブブラウザユーユーザーインターフェースを描画することによって、ディスプレイ画面のサイド部分へスナップするように構成されている、請求項8に記載の1つ又は複数のコンピューター読み取り可能記憶媒体。

【請求項13】

前記命令は、更に、タブが同一のウェブブラウザの異なるインスタンス間でドラッグされることを可能にするように構成されている、請求項8に記載の1つ又は複数のコンピューター読み取り可能記憶媒体。

【請求項14】

前記命令は、更に、

タブが同一のウェブブラウザの異なるインスタンス間でドラッグされることを可能にし、

前記ウェブブラウザの前記異なるインスタンス間でドラッグされた前記タブが、当該タブのドラッグ元のタブバンドと異なるタブバンド上へドロップされることを可能にする、

ように構成されている、

請求項8に記載の1つ又は複数のコンピューター読み取り可能記憶媒体。

【請求項15】

前記命令は、更に、タブがデスクトップのタスクバーに固定されることを可能にするように構成されている、請求項8に記載の1つ又は複数のコンピューター読み取り可能記憶媒体。